



第3章

都市づくりの方針

3-1 土地利用の方針

1 土地利用構想

(1) 土地利用区別の方針

本市がめざす将来都市像及び都市づくりの目標の実現に向けて、ゾーンを踏まえた土地利用区別の方針を以下に定めます。

● 専用住宅地区

低層戸建住宅や共同住宅等が主体となった土地利用を維持し、生活利便性が確保された良好な居住環境を有する住宅地の形成を図るとともに、住民相互の交流を深め、コミュニティ機能の強化を図ることにより、安全で快適な住宅地の形成を推進します。

● 一般住宅地区

住環境への影響が大きい用途及び形態の建物の立地を抑制し、居住環境との調和を図りながら、住宅、日常生活に必要な最寄品^{*}等を扱う商業施設、公共施設等の多様な用途が共存する住宅地の形成を推進します。

● 沿道商業地区

周辺の住宅地の居住環境等に配慮しつつ、幹線道路からのアクセス性を生かした商業・業務施設等を維持し、近隣住民等の暮らしを支える商業地の形成を推進します。

● 一般商業地区

地域における生活利便性を高める商業施設、福祉機能と一体となった共同住宅を始めとした多様な世代の居住ニーズに応える施設など、地域住民の生活を支える都市機能の集積・集約を図り、生活利便性が高く、魅力ある商業地の形成を推進します。

● 商業・業務地区

市民生活の質を高めるとともに市内外からの利用が見込まれる広域的な商業・業務機能を始め、居住機能や医療・福祉機能などの多様な機能の複合化・高度化を図り、多核ネットワーク型都市構造の中核にふさわしい高密度でにぎわいのある商業・業務地の形成を推進します。

*最寄品：頻繁に、手軽に、最小の努力で購買される製品。食料品や日用品、生活雑貨など

● 住工複合地区

住宅や小規模な工場等が共存する住工複合地区においては、必要に応じて地区計画等を活用し、良好な居住環境と工場等の操業環境との調和を図ります。

● 工業地区

基幹産業の更なる強化と生産・研究機能の高度化を図るとともに、周辺の居住環境や交通処理機能に配慮しつつ、新たな産業用地の需要に対応する土地利用を促進し、本市の主要産業を支える工業地の形成を推進します。

● 都市・田園共生地区

優良農地の保全を原則としつつ、農地に囲まれた快適な居住環境の維持保全を図りながら、鉄道駅周辺における住宅用地等やインターチェンジ周辺における産業用地の需要に対応するため、計画的かつ集約的な土地利用の誘導を図ります。

● 都市近郊自然共生地区

市街地の無秩序な拡大を抑制し、都市近郊の農地、森林、緑地などの保全を基本として、ゆとりある居住環境の維持保全やインターチェンジ周辺における産業用地の計画的な確保、歴史・文化資源の保全と活用を図ります。

(2) 拠点の方針

都市機能の配置等を踏まえ、以下の4つの「拠点」を設定します。

● 都市機能連携拠点

都心と産業技術核の中間に位置する鉄道駅や大規模工場の周辺を「都市機能連携拠点」として位置付け、都心の商業・業務機能や居住機能の補完及び産業技術核の研究・開発機能や次世代産業機能の補完に向けて、都心及び産業技術核と一体となる都市機能の誘導を図ります。



産業誘導拠点（西広瀬工業団地周辺）

● 産業誘導拠点

産業用地の需要が高い主要なインターチェンジや大規模工場の周辺等を「産業誘導拠点」として位置付け、周辺の土地利用との調和を図りながら、新産業の創出に向けて、生産機能に加え、研究・開発機能の誘導や新たな産業の立地を図ります。



産業誘導拠点（南IC周辺）

● 居住誘導拠点

市街地ゾーン及び都市・田園共生ゾーンにおける主要な鉄道駅の周辺等を「居住誘導拠点」として位置付け、土地区画整理事業等により住宅需要に応える宅地を供給します。あわせて、来るべき人口減少や到来した超高齢社会への適応に向け、都市機能や生活機能を確保し、居住誘導を推進します。

● 交流促進拠点

既存の観光施設やものづくり・歴史に関わる文化施設、スポーツ施設等の豊田市観光実践計画に掲げられた主要な観光交流施設の周辺を「交流促進拠点」として位置付け、自然や歴史・文化等の貴重な地域資源を生かし、山村地域等の交流人口の確保を図ります。

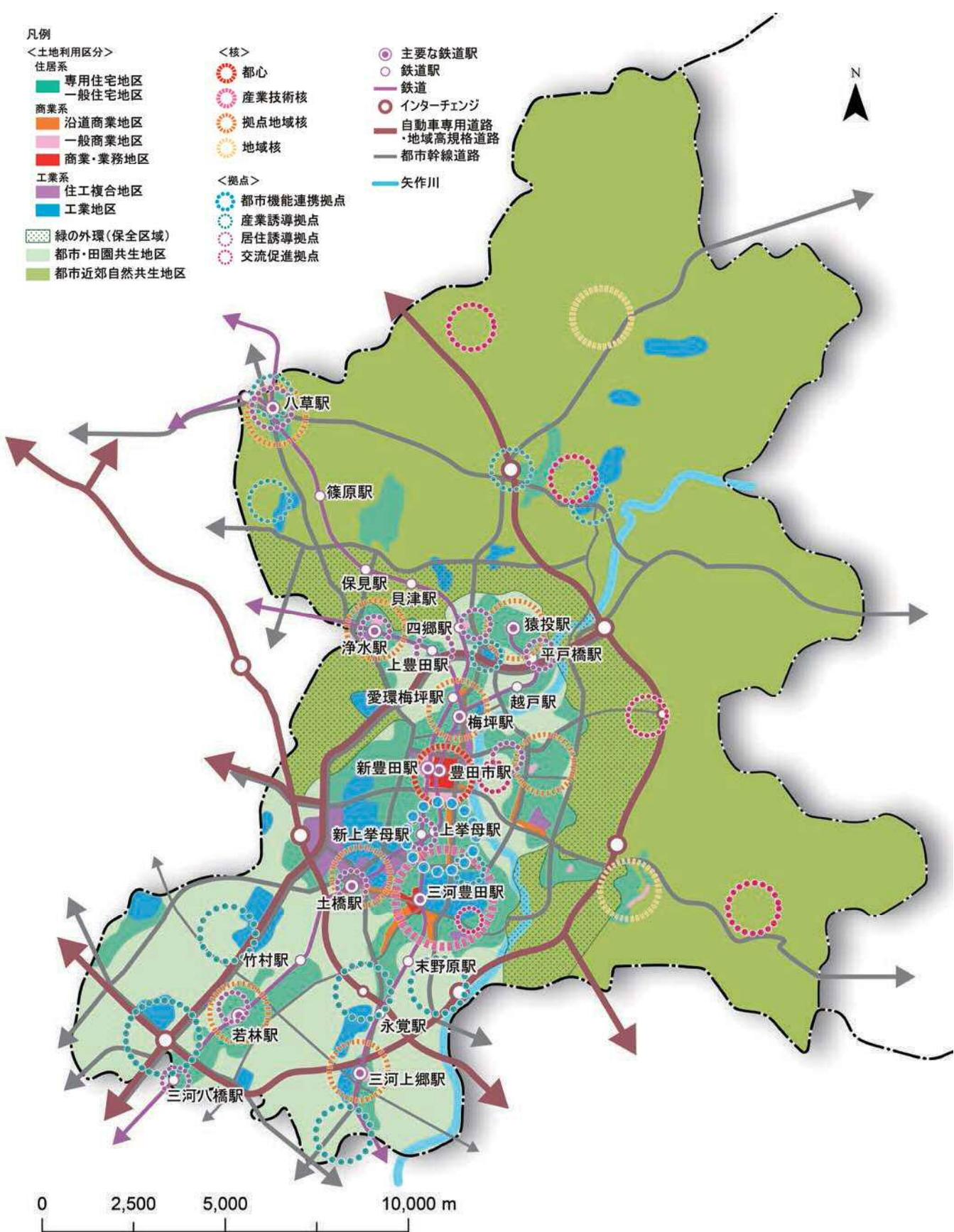


交流促進拠点（豊田スタジアム）



交流促進拠点（鞍ヶ池公園）

図-32 土地利用構想図



2 住宅地・住環境の方針

(1) 都心や拠点地域核などへの居住促進

① 都心や産業技術核への居住促進

都心においては、多様な交流によるにぎわいを創出するため、高次な都市機能の維持及び更なる集積・集約により居住を誘導し、人口集積を図ります。また、都市機能に加え、日常生活を支える生活機能の立地誘導、防災・防犯上安全な空間づくり、誰もが使いやすく歩行者優先の空間づくりを進めることにより、安全・安心に暮らせる居住環境を創出します。

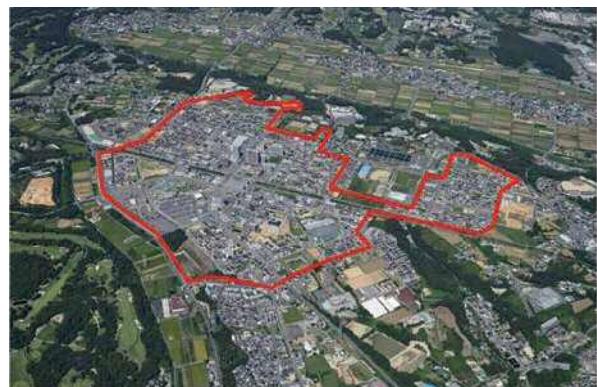
産業技術核においては、鉄道駅周辺の高度な商業・業務地としての高い利便性を生かし、職住近接が実現できる生活利便性の高い居住地を形成するため、土地利用の高度化等により居住促進を図ります。

② 拠点地域核への居住促進と住環境改善

拠点地域核においては、地域特性に応じて、周辺地域住民の生活利便性を高める都市機能及び生活機能の集積・集約や土地利用の高度化等により、居住促進を図ります。

③ 地域核の居住環境の維持

地域核においては、居住人口を維持するため、宅地の利活用や商業施設等の既存の生活機能の維持を図ります。



浄水特定土地区画整理事業区域

(2) 計画的な住宅地の整備

多核ネットワーク型都市構造の確立に向けて、鉄道駅周辺や市街化区域に隣接する地区においては、家族形成期における住宅地需要や高齢者の住み替え等の需要に応えるため、既存の都市基盤や生活機能等を生かした土地区画整理事業等の市街地整備事業の推進、民間開発の促進により、新たな住宅地の供給を図ります。

また、市街化調整区域においては、「市街化調整区域内地区計画運用指針」により、自然環境の保全等を前提とした良好な住宅地の供給を図ります。

特に、市域南部の鉄道沿線における計画的な住宅地としての土地利用の誘導を図ります。



土橋土地区画整理事業区域

(3) 既成市街地等の住環境の保全・改善

① 災害に強いまちづくりの推進

大規模な地震等に対する安全性を高めるため、地区計画等を活用した狭あい道路の解消による避難路の確保、公園・緑地の整備による延焼防止、既存建物の耐震化を始めとする地区の防災性能の向上等により、住環境の改善を図ります。

② 住宅・住宅地の利活用

到来した超高齢社会への適応に向けて、世代間のバランスがとれた多世代共生のまちを実現するため、低未利用地の利活用や多世代居住の促進等と併せ、生活機能の確保等により、地域コミュニティの維持を図ります。

既存集落については、集落コミュニティ維持のため、開発許可制度や地区計画等により、居住人口と生活機能の維持を図ります。

また、既存の住宅団地等においては、都市基盤を生かしながら現在の土地利用の維持を図ります。

③ 良好な住環境の保全

既成市街地については、地域特性を踏まえ、道路や公園等の都市基盤の整備・改善を図るとともに、地区計画等の適切な運用により、住環境の保全を図ります。

3 商業・業務地の方針

(1) 都心・産業技術核の商業・業務機能の強化

① 都心における都市機能の複合化と機能強化

都心においては、市民生活の質を高めるとともに、集客力を高め、多様な交流によるにぎわいを創出するため、アクセス機能の強化、新たな都市機能の受け皿の確保、土地利用の高度化等により、高次な商業・業務機能及び娯楽・レクリエーション機能の集積強化を図ります。

また、にぎわいや魅力ある都心づくりを進めるため、環境や景観へ配慮しながら、都心への公共交通によるアクセス性の向上、安全・快適な歩行空間の形成及び快適に移動できる交通手段の充実を図ります。



都心

② 産業技術核における商業・業務機能の強化

産業技術核においては、研究・開発機能の強化、次世代産業の機能強化及び産業の多角化による企業立地の需要に対応するため、既存の商業・業務施設の集積を生かしながら、更なる業務施設の立地誘導を図ります。

また、都市機能連携拠点においても、道路などの都市基盤の充実とともに、商業・業務機能の集積を図ります。

③ 新たなニーズに対応した商業・業務拠点の形成

都心及び産業技術核とを結ぶ商業・業務地 ((都)蒲郡岐阜線 (国道248号) 沿道) を中心として、都心から梅坪駅周辺まで ((都)豊田多治見線 (国道153号及び国道419号) 沿道)、産業技術核から土橋駅周辺まで ((都)水源橋線沿道) の商業・業務地においては、産業の多角化などを見据えた新たなニーズへの対応を図るため、商業・業務機能の更なる集積に向けた施設の立地誘導を図ります。



(都)蒲郡岐阜線の沿道



(都)水源橋線の沿道

(2) 地域商業地の商業機能等の強化

① 拠点地域核における機能強化

拠点地域核においては、周辺の地域住民の生活利便性を高めるため、公共交通によるアクセス性の向上によって民間施設の立地ポテンシャルを高め、地域特性に応じた買回り品^{*}等を扱う商業施設等の都市機能の維持及び集積強化を図ります。

また、公共交通により山村地域との結び付きが強い拠点地域核では、広域的な都市機能の誘導を図ります。

② 地域核における商業機能の維持

地域核においては、地域住民の生活利便性を維持するため、日常生活に必要な商品を取り扱う商業施設や公共施設等の維持を図ります。

(3) 沿道商業地の維持・活用

幹線道路沿道においては、多様な交通手段によるアクセス性を生かし、周辺の地域住民の生活利便性を維持するため、既存の商業施設等の都市機能や生活機能の維持を図ります。

*買回り品：一定の比較検討を行って買い物をする製品。家電製品、衣料品、家具など

4 工業地の方針

(1) 産業技術核・大規模工業地の機能強化

① 産業技術核における機能強化

産業技術核においては、産業の強靭化に向けて、自動車製造業を中心とした産業の持続的な発展のため、就業者の利便性の向上や企業活動の支援に向けた土地利用規制の見直し等の取組により、産業技術の中核として、基幹産業の更なる強化と生産・研究・開発機能の高度化を図ります。

② 大規模工場や工業団地における機能強化

既存の大規模工場や工業団地においては、生産活動などの継続・拡大を図るため、必要に応じて用途地域の変更や地区計画の活用といった土地利用規制の見直し等の取組により、工業地としての機能強化を図ります。



産業技術核

(2) 住工混在地における問題の解消

既成市街地内の住工混在地においては、住工混在により発生する問題解消のため、地区計画の活用等により良好な居住環境と工場等の操業環境との調和を図ります。

現況土地利用が住宅地主体となり、住工複合地区としての位置付けが問題となる場合等には、今後の土地利用の在り方を検討します。

(3) 大規模工業地やインターチェンジの周辺等における新たな産業用地の確保

既存工業団地等の周辺、主要なインターチェンジの周辺及び都市機能連携拠点においては、基幹産業の更なる強化に加えて、産業の多角化・高度化を促進するため、次世代自動車分野を始めとした重点産業分野等の誘導のための受け皿となる産業用地を確保します。



花本産業団地

また、市街化調整区域においては、「市街化調整区域内地区計画運用指針」により、自然環境の保全等を前提とした良好で計画的な産業用地開発については許容し、周辺環境や景観との調和のとれた良好な産業用地を確保します。

5 自然的土地利用の方針

土地利用においては、住宅地、商業地、工業地等の都市的土地利用の他に、農地や山林等の自然的土地利用があります。これらはいずれも都市を構成する上で重要な要素であり、良好な都市環境を形成する上で互いの調和が必要となります。

自然的土地利用は、主として「市街化を抑制すべき区域」として位置付けられている市街化調整区域を対象とし、自然環境の保全と集落環境の維持保全を図ります。

また、市街化区域における公園・緑地や生産緑地等は、良好な市街地を形成する上で重要な緑地として位置付けます。

(1) 優良農地の維持保全

生産性の高い農地や農道・利水施設が整備されている優良な農地は、米や野菜などの生産の場だけでなく、一時的な雨水貯留による洪水等の防止、多様な生き物の生育空間の確保、美しい田園風景による都市環境の向上など、多面的な機能を持っています。そのような機能を確保するため、農業振興地域整備計画や開発許可制度等の運用により、無秩序な開発を抑制するとともに、農のある暮らしを楽しむというライフスタイルの広がりによる農地の活用等を行い、優良農地の維持保全を図ります。

(2) 山林・緑地の維持保全

市街地周辺にある山林や斜面緑地等は、都市近郊林として都市環境の調和に向けた自然環境形成のため、開発許可制度等の運用により、無秩序な開発を抑制します。また、「豊田市緑の基本計画」、「豊田市環境基本計画」、「豊田市森づくり条例」などとともに、水と緑のネットワーク形成による一体的な機能の維持保全を図ります。

さらに、山林の災害防止に向けて、地滑り防止区域や急傾斜地崩壊危険区域等における防災対策を推進するとともに、土砂災害防止法に基づく指定区域における適正な土地利用を図ります。

3-2 都市施設整備の方針

都市施設の整備に当たっては、環境に配慮するとともに、将来にわたって都市基盤を維持するため、計画的な整備及び維持管理を推進します。

3-2-1 道路整備の方針

広域交流・都市間交流の活性化や経済活動の更なる向上、利便性の高い暮らしの確保に向けて、道路ネットワークの確立を図るとともに、渋滞緩和など道路交通の円滑化、道路機能を確保するため、計画的な維持管理及び快適な歩行・自転車通行空間の確保等を推進します。

なお、都市計画道路は、社会情勢等の変化を踏まえ、豊田都市計画区域マスターplanに基づき、道路の機能を明確にした上で、必要に応じた計画の見直しも検討します。

1 道路ネットワークの確立

都市内環状道路、広域・都市間交流の活性化を図る放射・連絡道路といった都市の骨格となる地域高規格道路等や市民生活に身近な道路の整備を推進し、道路ネットワークの確立を図ります。

2 道路機能別の整備方針

(1) 自動車専用道路・地域高規格道路

安全で安心な暮らしを支え、活発な交流によるにぎわいと都市の活力を引き出すため、自動車専用道路等を生かした道路網を形成します。東名高速道路、新東名高速道路、(都)東海環状自動車道、(都)伊勢湾岸道路が結節し、日本の交通網の要を有する本市の特性を最大限に生かすことで沿線都市間の連携強化を図り、産業基盤・観光資源等のストック活用を図ります。

また、リニア中央新幹線開業を見据えた名古屋へのアクセス及び中部国際空港、名古屋港、衣浦港、三河港等とのつながりを強化するため、(都)衣浦豊田線、(都)豊田北バイパス及び(都)153号バイパス等の道路整備を図ります。また、高速道路、自動車専用道路のインターチェンジへの接続性を向上させるため、環状ネットワーク等を強化することにより、産業活動の効率化や観光面での交流促進を図ります。

(2) 主要幹線道路・都市幹線道路

一般国道や主要地方道等の比較的距離の長い交通を分担する主要幹線道路については、市域を越える周辺都市との広域的な交通需要への対応を図るため、都市内におけるまとまった交通を受け持ち、都市内交通の円滑な処理機能や災害時の緊急輸送道路^{*}としての機能の確保を図

*緊急輸送道路：災害の発災直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために指定するもの

ります。また、都市の骨格を形成する都市幹線道路については、都市拠点への接続性を高め、利便性の高い道路網の形成を図るとともに、自動車専用道路及び地域高規格道路との接続性の向上を図ります。

(3) 地区幹線道路

地区幹線道路については、地区内の交通需要に対応するため、都市幹線道路や主要な公共公益施設への接続性の向上を図ります。また、災害時の緊急輸送道路や市街地における火災時の延焼防止帯等としての機能の確保を図ります。

(4) 補助幹線道路・主要区画道路

補助幹線道路については、地区内交通の集散機能を担い、円滑に地区幹線道路へ誘導するため、良好な街区形成及び宅地へのアクセス機能を確保します。主要区画道路については、安全性向上を図るため、狭い道路の拡幅等の整備を推進します。また、住宅地においては、ゾーン規制等による通過交通の混入の抑制により、交通安全機能の向上を図ります。

3 道路交通の円滑化

(1) 都市内交通の円滑化

都市内交通の円滑化を促進するため、(都)久澄橋線（国道153号、国道301号）、(都)豊田多治見線（国道419号）、(都)豊田刈谷線、(都)豊田安城線及び(都)高橋細谷線等の放射道路及び環状道路の機能強化により、渋滞緩和を図ります。



(都)高橋細谷線（竜宮橋）イメージ図

(2) バイパス機能の強化

市内の渋滞を緩和し、交通の円滑化を図るため、(都)衣浦豊田線（豊田南バイパス）及び(都)豊田北バイパスの整備を促進します。

(3) 交通結節点へのアクセス性の向上

公共交通の利用を促進するため、主要な鉄道駅等の交通結節点へのアクセス道路の整備を進めることにより、公共交通へのアクセス性の向上を図ります。

また、自動車専用道路の利便性の向上を図るため、インターチェンジへのアクセス道路やスマートインターチェンジの整備を推進します。



上郷スマートインターチェンジ（上り）イメージ図

(4) 災害時における道路ネットワークの強化

発災直後から必要となる緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するため、被災後の復興や産業活動において重要な役割を担う道路網を緊急輸送道路等として指定し、耐震化及び老朽化対策を行うことにより、防災ネットワークの強化を図ります。

(5) 最先端技術の活用

人と環境にやさしく安全で快適に移動できる交通環境を創出するため、最先端のITS*・ICT*を活用することにより、自動運転や情報通信技術等による移動支援、ビッグデータを活用した交通事故対策、ウェブやカーナビ等を活用した道路交通情報の充実による交通の円滑化、環境負荷低減等を図ります。

(6) 交通需要マネジメント（TDM）施策の推進

自動車から人と環境にやさしい交通である公共交通や自転車等への転換など、目的や状況に応じて交通手段を使い分ける生活習慣を身につけた市民を増やすため、交通事業者や市内事業所との共働により、交通需要マネジメント施策の推進を図ります。具体的には、渋滞緩和、環境負荷の軽減、交通事故の削減、市民の健康増進のため、小中学生や高齢者を中心としたモビリティ・マネジメント*の実施等の取組を進めます。

(7) 交通事故の削減

交通事故を削減するため、国道、県道、市道の道路管理者や警察等と連携し、事故原因に関する情報の収集、分析を実施し、より効果的な改善を図るとともに、最先端技術を活用した交通事故対策等の推進を図ります。

4 計画的な維持管理

既設の橋りょうなどの道路構造物については、施設の状態を定期的に点検・診断し、計画的に対策を講ずることにより、機能不全による事故を未然に防ぐとともに、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を図るため、予防保全型管理と事後保全型管理とを適切に組み合わせた管理計画を策定し、計画的な維持管理を行います。

* ITS : Intelligent Transport Systemsの略で、高度道路交通システムのこと。最先端の情報通信技術を用いて、人と道路と車両をつなぐことで、交通事故や渋滞などの道路交通問題の解決を図る。

* ICT : Information and Communication Technologyの略で、情報・通信に関する技術の総称

*モビリティ・マネジメント：一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会にも個人にも望ましい方向（例えば、過度な自動車利用からの公共交通・自転車等を適切に利用する方向）に自発的に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策

5 快適な歩行空間や自転車通行空間の確保及びネットワーク形成

歩行者と自転車利用者の双方の安全性・快適性を高めるため、通行空間の整備を行うとともに、都市拠点内及び都市拠点間を移動する際に利用する主要な路線においては、国、県、警察等と連携し、通行空間の確保を図ります。また、通勤・通学、散策といった日常の生活における徒歩・自転車利用を促進するため、エコ交通の普及に取り組みます。

6 交通施設の環境負荷低減

道路、駅前広場、公共施設の駐車場等については、ヒートアイランド対策の実施及び雨水浸透機能の確保を図るため、保水・透水機能を有する道路整備や路線の種別及び沿道土地利用の状況等に応じた緑化等を推進します。また、施設の長寿命化により廃棄物の発生抑制に努めるほか、廃材を再利用するなど資源循環を図ります。

3-2-2 公共交通の方針

公共交通ネットワークの維持・改善及び利用促進を図るため、公共交通を社会資本の一部と捉え、地域住民や交通事業者との共働により、地域の状況に応じた移動環境づくりを推進します。

1 鉄道

(1) 路線の機能強化

鉄道の利便性の向上を図るため、地域住民及び鉄道事業者と協力し、名鉄三河線の高架化・複線化、愛知環状鉄道の複線化を促進することにより、鉄道の高速化及び運行本数の増加を図ります。特に、市域南部における名鉄三河線の鉄道機能の強化と併せ、沿線地域における土地区画整理事業等の定住に資する施策の推進を図ります。また、駅舎等の施設の老朽化への対応及び耐震化を促し、安全性の向上を図ります。



若林駅高架化イメージ図

(2) 主要な鉄道駅の総合的な整備

主要な鉄道駅においては、鉄道とバス、タクシー、自転車の結節性を高めるため、乗換距離の短縮、待合空間の快適性向上、情報案内の充実等の視点から、駅前広場や自転車駐車場等の整備を進めます。あわせて、自動車による送迎等を含め、複数の交通手段の連携（マルチモーダル）を促進するため、駅勢圏からのアクセスに配慮した道路整備を行うことにより、交通結節点の機能強化を図ります。また、利用者の利便性の向上を図るため、交通事業者と協力しながら、段差の解消や昇降機の設置、誘導案内設備等の整備を促進します。

(3) 利用促進施策の展開

鉄道の利用を促進するため、既存のパークアンドライド駐車場の有効活用、愛知環状鉄道における共通ICカードの導入等による利便性向上、鉄道を活用したウォーキングイベントの開催等を図ります。

2 路線バス

(1) 基幹バスの利便性向上

都心、主要な鉄道駅、地域核等を相互に連絡する基幹バスについては、効率的で利便性の高いネットワークを構築するため、利用者の動向及び土地利用の状況に応じたサービスを提供します。

(2) 地域特性に応じた地域バス運行

地域バスについては、地域の実情に応じた運行を行うため、地域住民を主体とした運営及び運行改善により、利用促進を図ります。また、地域の移動手段の確保のため、持続可能な運行形態について検討を行います。



基幹バス（とよたおいでんバス）

(3) 交通結節点の整備

複数の公共交通機関を乗り継ぐ交通結節点では、快適で乗り継ぎがしやすい待合空間を創出するため、上屋やベンチの設置、乗換情報の提供等の取組を進めます。また、パークアンドバスライド駐車場の確保等により、公共交通の利便性の向上を図ります。



地域バス

(4) 利用促進施策の展開

公共交通の利用を促進するため、公共交通を活用した観光の促進、ウォーキング等の健康づくりと連動した利用の促進等を図るとともに、職場や学校、地域と連携して利用促進活動の実施及び公共交通に対する市民意識の向上を図ります。

3 新たな公共交通システム

超小型モビリティ等のシェアリング、タクシーの新たな利活用、地域における共助的移動サービス等、基幹となる公共交通ネットワークを補完する多様な交通システムの充実を図ります。

3-2-3 都心整備の方針

都心全体の魅力を高めるため、鉄道駅周辺の公共空間を再整備し、駅周辺の店舗と一体的な広場空間を創出します。また、周辺の土地利用の高度化・複合化により、機能充実を図るとともに、景観や快適性といった環境空間としての機能や防災機能の確保にも配慮しながら整備を推進します。

1 広場空間の整備

都市の顔となる豊田市駅東口においては、市民等の活動の場としてイベント利用や周辺の商業施設等との一体的な利用を図るため、日常的にぎわいが感じられるまちなか広場空間の整備を推進します。あわせて、利便性の向上を図るため、駅前広場及び豊田市駅の整備、豊田市駅東口・西口のペデストリアンデッキの再整備等を行い、鉄道、バス等の利用者の円滑な移動を促します。

また、周辺の土地利用の高度化・複合化により、機能充実を図るとともに、景観や快適性といった環境空間としての機能や防災機能の確保にも配慮しながら整備を推進します。



東口まちなか広場（祝祭風景）イメージ



西口ペデストリアンデッキ（デッキ広場の風景）イメージ



東口まちなか広場（日常風景）イメージ

2 交通結節機能の強化

豊田市駅西口のペデストリアンデッキの再整備等と併せ、鉄道、バス等の利用者の円滑な移動を確保します。また、公共交通の利用者の増加に対応するため、バス乗降場の集約化や快適な待合空間の確保などにより、鉄道・バス等の利用促進やサービス向上を図ります。

3 特色ある歩行空間の創出

都心においては歩行者空間の充実を図るため、ゾーン規制等の導入による自動車交通の流入抑制を検討するとともに、まちなか広場と一体となったゆとりある歩行者専用空間の創出を図ります。

3-2-4 公園・緑地整備の方針

都市景観の向上や良好な自然的景観を形成する公園や緑地については、配置計画に基づき整備を推進するとともに、安全・安心な施設機能を確保するため計画的な維持管理を行います。

1 ゾーン及びネットワーク形成の方針

(1) ゾーンの方針

① 市街地ゾーン

1) 緑の保全

市街地に存するまとまった緑については、都市環境の維持、生態系の保全、水害の防止及び良好な都市景観の確保を図るため、指定緑地制度などによって保全を図ります。

また、市街化区域内の生産緑地等の農地は緑地空間としても重要であるため、都市的土地利用との調和を図りながら、都市農業の振興に関する新たな基本方針である「都市農業振興基本計画」に基づき、保全及び活用の方法を検討します。

2) 緑化の推進

都心においては、都市環境の改善や良好な都市景観の創出を図るため、緑化重点地区における都市公園の整備や緑化地域制度などにより緑化を推進します。

住宅地や工業地においては、助成制度や地区計画等の活用により、緑化を推進します。

② 都市・田園共生ゾーン

良好な田園環境が広がる地域であり、居住環境と良好な田園環境との調和など都市的土地利用と農業的土地利用との共生を図ります。特に、市街地周辺のまとまった田や畠、果樹園などの優良農地については、農業農村整備事業等の実施により生産基盤を整備し、地域の活性化、都市環境の維持、生態系の保全、良好な田園景観の形成を図ります。

③ 都市近郊自然共生ゾーン

市街地周辺の緑地、森林、ため池・湿地などの水辺地は、都市環境の維持、生態系の保全、水害・土砂災害の防止、良好な自然景観の形成、レクリエーション及び自然とのふれあい機能などの多面的・公益的な機能を有しています。恵まれた自然環境を保全していくため、特に重要なと考えられる場所については、緑地保全地域制度などにより、積極的に保全を図ります。

(2) 緑の骨格構造～水と緑のネットワークの形成～

緑地の保全及び都市公園等の整備により緑の拠点を形成し、河川、緑道等で各拠点をつなげることにより、水と緑のネットワークの形成を図ります。

① 緑の環境都市軸

西部緑地から昆森公園、都心、自然観察の森を経て、鞍ヶ池公園に至るまでの東西の緑の軸を「緑の環境都市軸」として位置付け、都市環境の改善や良好な都市景観の形成のため、都市基盤整備に合わせた公共空間の緑化、助成制度の活用等により、民有地緑化の促進及び緑の保全・創出を図ります。

② 緑の内環

都心にうるおいとやすらぎを与える重要な緑の環状軸を「緑の内環」として位置付け、矢作緑地や中央公園等の整備の推進により、都市環境の改善、良好な都市景観の形成、延焼を防ぐ防災ラインの形成、レクリエーション機能の確保を図ります。

③ 緑の外環

市街地周辺にある公共施設及び民間施設の緑地、農地、都市近郊林からなる環状緑地帯を「緑の外環」として位置付け、様々な生物が生息する連続した緑の空間（エコロジカルネットワーク）としての機能及び緑に囲まれた都市の風景を確保するため、緑の保全を図ります。

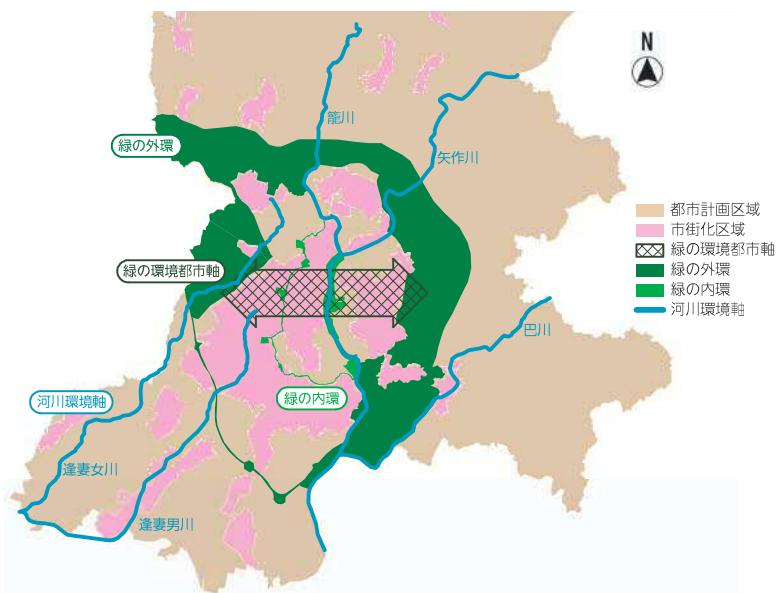
また、市民の環境学習や自然観察、共働による保全活動の場として、緑地の活用を進めます。

④ 河川環境軸

「河川環境軸」として位置付ける矢作川、逢妻女川、逢妻男川、巴川及び籠川は、市街地ゾーン、都市・田園共生ゾーン、都市近郊自然共生ゾーンを結び、市街地に風を呼び込むとともに、レクリエーション、都市環境の維持、良好な河川景観の形成、防災、親水機能等の重要な役割を担っています。

特に矢作川については、「矢作川河川環境活性化プラン」に基づき、河畔林の再生や河川緑地の整備などを推進し、河川周辺の自然環境を保全します。

図-33 緑の骨格構造



2 公園・緑地整備の方針

(1) 都市公園・緑地の整備

① 都市公園等の整備

豊田スタジアムの隣接地において、憩いと交流の拠点となる中央公園の整備を推進します。また、身近な公園・緑地については、子どもの遊び場や地域住民の交流・憩いの場を確保するため、公園の規模や誘致距離などを考慮した配置計画を策定し、計画的な整備を推進します。

新たなまちづくりが行われている土地区画整理事業区域では、計画的に公園の整備を行います。整備においては、地域が主体となった公園の利活用や維持管理を踏まえた、市民との共働による公園整備を推進します。



憩いと交流の拠点となる中央公園



身近な公園

② 都市緑地の保全

都市景観の向上及び良好な自然的環境を形成する都市緑地は、生物の生息地としての役割及び生息地間を移動する経路となる緑をつなげるネットワークとしての役割を担っており、その保全を図ります。

また、矢作川の更なる活用や魅力の向上を図るため、行政と市民との共働による持続的な自然保全活動により、河畔林の機能再生に取り組みます。

③ 計画的な維持管理

遊具などの公園施設については、安全・安心な施設機能の確保を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減を図るため、「豊田市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の状態を定期点検・診断により把握した上で、維持管理を適切に実施します。

また、公園施設の更新費用や維持管理コストを確保するため、民間活力の導入に向けた取組を進めます。

(2) 身近な緑化の推進

① 公共施設・民有地の緑化の推進

市役所等の公共施設は、樹木の植栽等の緑化推進により、緑豊かな市街地形成のための役割を担っているため、公共施設の整備や更新に当たっては、緑地スペースの確保等により緑化を推進します。

また、緑化地域制度や助成制度等により、民有地の緑化も推進します。

② 自然とのふれあいの場の整備

身近な河川やため池では、自然とのふれあいの場を確保するため、多自然川づくり等の取組を進めます。また、住宅地に近接する森林等においては、自然とのふれあいや環境学習の場を確保し、自然体験の場としての活用を図ります。

(3) 水と緑のネットワークの整備

① エコロジカルネットワークの形成

人と自然が共生する都市を実現するため、都市公園や街路などの緑化においては、郷土種などを積極的に使用するとともに、多自然川づくりや里山の保全活動を進めることにより、周辺の自然環境と調和した緑地を創出します。また、緑の外環を始めとした緑をネットワーク化することにより、エコロジカルネットワーク（生物の生息環境の保全と生態系を考慮したネットワーク）の形成を推進します。

② 緑道ネットワークの形成

市民が自然を感じ、快適な空間の中での散策等、気軽に安心して健康づくりができるようにするために、身近な水辺や緑を活用した緑道ネットワークの形成を図ります。整備に当たっては、エコロジカルネットワークに配慮した空間づくりを推進します。



緑道

③ 都心の水と緑のネットワークの形成

都心においては、新たな緑を創出するため、緑の環境都市軸や緑の内環を骨格として、公園や緑地などの既存の緑を保全するとともに、緑化地域制度による緑化の推進や助成制度等による民有地の緑化を促進します。

また、都市環境の改善や良好な都市景観の創出のため、グリーンプロムナード等の道路緑化及び河川の環境整備により水と緑のネットワークの形成を推進します。特に、毘森公園から中央公園にかけての区間については、積極的に緑化を推進するとともに、矢作川の水辺空間を活用し、都心と矢作川の連携強化を図ります。

3-2-5 下水道整備の方針

汚水処理施設や雨水排水施設については、「豊田市汚水適正処理構想」や「豊田市総合雨水対策マスターplan」に基づき整備を進め、生活環境の改善や公衆衛生の向上、市街地の浸水被害の軽減を図ります。

1 汚水処理施設の整備

市民の日常生活に欠くことのできない生活排水等の汚水を処理するため、「豊田市汚水適正処理構想」に基づき、集合処理（下水道）と個別処理（合併処理浄化槽）により、汚水処理施設の整備を推進し、生活環境の改善や公衆衛生の向上、更には河川等の公共用水域の水質保全を図ります。

2 雨水排水施設の整備

近年頻発している局所的集中豪雨等による市街地の浸水被害を軽減させるなど、気候変動への適応を図るため、「豊田市総合雨水対策マスターplan」に基づく計画的な浸水対策や、雨水貯留施設や浸透施設の設置等により、市街化区域において10年に1回の発生確率の大雨（1時間雨量 約63mm）にも対応できるよう雨水の流出抑制対策を推進します。

また、境川・猿渡川流域においては、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、床上浸水の解消を目的とした特定都市下水道の管路整備を推進します。

3 雨水等の有効利用

都市の雨水貯留浸透機能の向上及び水資源の有効利用を図るため、下水道への接続に伴い不要となった浄化槽の雨水貯留施設への転用や、雨水貯留施設や浸透施設の設置に対する補助制度の活用を促します。

4 計画的な維持管理

持続可能な下水道を実現するため、下水道施設の状態を定期的に点検・診断し、計画的な対策を講ずることにより、汚水流等の事故を未然に防ぐとともに、施設の長寿命化によりライフサイクルコストの縮減を図るなど、予防保全の視点に立った計画的な維持管理を行います。

また、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に備え、重要な幹線の耐震補強等、計画的な防災対策の推進を図ります。



下水幹線の管更生

3-2-6 河川整備の方針

浸水被害が生じないような雨水対策施設の整備や河川改修を推進するなど、総合的な治水対策を進め、洪水による被害の軽減を図ります。

1 治水対策

10年に1回程度の大浴に対する浸水被害を防ぐため、本市が管理する河川等は「豊田市総合雨水対策マスターplan」に基づき、調整池等の雨水対策施設の整備を促進します。

また、川幅の拡幅や堤防整備などの河川改修を推進するとともに、山林及び農地の保全、雨水貯留浸透施設の設置等、流出抑制の考えを取り入れた総合的な治水対策を進め、洪水による被害の軽減を図ります。

境川・猿渡川流域については、「境川・猿渡川流域水害対策計画」に基づき、ため池の利活用等により更なる総合治水対策を推進します。

矢作川流域については、一級河川矢作川の鵜の首狭窄部^{*}の改修や、一級河川安永川等の都市基盤河川改修事業による整備等、治水安全度の向上をめざし、治水と河川環境が調和した整備を推進します。



安永川の改修事業（トンネル工事）

2 雨水流出抑制施設の設置

雨水の流出抑制を図るため、国、県、流域自治体との連携及び民間の開発事業者の理解と協力により、流域における雨水貯留浸透施設の設置を促進します。

都市施設及び公共施設の整備に当たっては、透水性舗装や地下調整池などを採用することにより、雨水の地下浸透機能と貯留機能の促進を図ります。

平成24年4月から、境川・猿渡川流域における民間による一定規模以上の開発事業等に対して雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられている特定都市河川浸水被害対策法及び矢作川流域における開発許可技術基準の適正な運用により、調整池及び浸透施設の設置を促進します。

3 景観形成、生態系の保全及び親水機能に配慮した河川整備

都市化の進展等により、河川が持つ多様で自然豊かな河川環境が失われつつあり、人と生物にやさしい川づくりため、多自然川づくりの方針に基づき、生物生息空間等を創出します。

河畔緑化や矢作川水辺プロジェクトにより、緑地を核とした水と緑のネットワークの強化を図

*狭窄部：地形上局所的に川幅が狭く、水がスムーズに流れにくい箇所

り、良好な都市景観の形成、身近な生きものの生息・生育空間の確保、やすらぎや憩いの場となる水辺空間の創出を図るとともに、まちなかの川や公園などのオープンスペースの確保によりヒートアイランド現象の緩和及び防災機能の向上を図ります。また、河川環境軸を構成する矢作川、逢妻女川、逢妻男川、巴川及び籠川については、緑地の整備、河畔林の保全・再生に努めます。

4 計画的な維持管理

樋門などの河川施設については、長寿命化による維持管理費を含めたライフサイクルコストの縮減と施設機能を確保するため、施設の状態を定期的に点検・診断し、計画的な対策を講じます。

3-2-7 その他都市施設等の整備の方針

都市施設として位置付けられる駐車場、墓園、ごみ処理施設等については、機能確保のため計画的な維持管理等を推進します。

1 駐車場の整備

(1) 自動車駐車場

公共交通の利用促進のため、パークアンドライド駐車場の整備及び有効活用を促進するとともに、市街地整備と併せ、駐車場までのアクセス性向上を図ります。

都心においては、利便性向上等により駐車場稼働率の平準化と公共交通の利用促進を図ります。また、VICS等のITS技術や民間ウェブサイト等を活用した情報発信の拡大を図り、既存の駐車場施設を一体的に情報管理することが可能な仕組みを整備することによって、特定の駐車場への利用集中を緩和し効率的な運用を図ります。

広い駐車スペースや通路を確保することにより、高齢者や障がい者等にとっても利用しやすい施設づくりをめざすとともに、景観形成への配慮から、駐車場の緑化を推進します。

(2) 自転車駐車場

主に鉄道駅での交通結節点の整備と併せ、公共交通の利用促進や環境負荷低減に向けた自転車の利用促進、放置自転車の防止のため、自転車駐車場の整備を図ります。

2 主要鉄道駅周辺等への公共・公益施設の配置

多核ネットワーク型都市構造を確立するため、公共交通機関の集まる主要鉄道駅周辺等に公共・公益施設の配置を促進し、核(都心、産業技術核、拠点地域核及び地域核)の機能強化を図ります。

3 保健・医療・福祉施設の充実

保健・医療・福祉サービスを支える施設については、超高齢社会に適応するため、豊田地域医療センターの再整備を行うとともに、必要に応じて特別養護老人ホームなどの確保を図ります。

また、高齢者、障がい者、子どもなど、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、関係機関と連携し、身近な地域に福祉の相談支援機能の確保を図ります。



豊田地域医療センター再整備イメージ図

4 歴史継承・文化創造拠点等の整備

市民が歴史を継承し、文化を創造する場を確保するため、「豊田市文化ゾーン基本構想」に基づき、郷土の歴史を学び、発信する場となる博物館や、文化芸術の創造活動や市民の創作活動体験の場となる市民文化会館などの拠点の整備を推進します。



歴史継承・文化創造拠点

5 墓園等の整備

墓園については、墓地の将来的な需要や新たな埋葬方式等への対応を踏まえ、計画的な整備を推進します。また、火葬場については、機能の確保を図るため、火葬件数の増加等に対応できるよう整備します。

6 ごみ処理等施設の整備

ごみ処理等施設は、市民生活に必要不可欠であるため、周辺環境にも配慮し、ごみ等の排出状況やリサイクル技術の状況等に応じて適切に整備します。ごみ等の適正処理や循環型社会を推進するため、施設の長寿命化や適切な時期での更新を実施します。

3-3 都市防災の方針

市民生活や企業活動に大きな影響を及ぼすことが想定される大規模自然災害等に備え、安全で安心して暮らし続けることができる都市づくりを進めます。

大規模自然災害等への対応については、減災のための事前対策から復旧・復興といった発災後の対応まで、対応すべき分野も多岐にわたるため、それらの方針を示した「豊田市地域防災計画」を基本とします。本計画においては、道路や公園等の防災上重要な施設の整備に関する方針等について示します。

1 防災拠点の整備及び機能確保

災害時の避難を円滑に進めるため、主要な公園等については、大規模災害時の広域避難地や地域の自主避難場所として活用するとともに、小中学校等の指定緊急避難場所・指定避難所については、災害時の安全な避難先としての機能確保を図ります。

公園等の整備に当たっては、地域の特性に応じた雨水貯留施設などの防災関連施設を適切に配備し、防災機能の充実を図ります。



防災演習

2 災害時における被害の拡大防止

地震発生時の火災や延焼等を防止するため、土地区画整理事業による市街地整備においては、公園・緑地の整備の推進によって緩衝帯としての機能を確保するとともに、主要道路の無電柱化により、電柱の倒壊や電線破断などによる火災等の被害防止を図ります。

また、地区計画等を活用した避難路や公園の確保等により、防災機能の向上を図ります。

耐震基準を満たしていない建築物については、耐震対策の充実を図るため、「豊田市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断及び耐震改修に対する助成制度等の利用を促進します。

安全・安心な地域形成と快適な生活環境の確保を図るために、適切な管理が行われておらず、防災・保安上危険と判断されるおそれがある空き家等は、周辺住民に危険が及ぼないよう管理の是正を求めるとともに、このような危険な空き家の発生を抑制するため、家屋等の利活用を促します。

3 災害時における都市施設の機能確保

主要な道路については、計画的かつ体系的な整備を進めることによりネットワーク化を図るとともに、緊急輸送道路等については必要に応じて既存の橋りょうの耐震対策を実施し、耐震性の向上を図ります。

また、ライフラインである上下水道については、配水場等の水道施設や汚水処理施設の耐震対策を図るとともに、管路については耐震管による整備を進め、耐震性の向上を図ります。また、災害時において、生活用水を供給するための拠点給水施設等の整備を推進します。

4 水害及び土砂災害の発生防止

(1) 保水・遊水機能の確保

保水機能の確保のため、山地や丘陵地の森林の保全に努めるとともに、森林の整備を進め、雨水の流出抑制を図ります。また、遊水機能を持つため池の耐震整備を推進し、水害などの発生防止を図ります。

(2) 土砂災害の防止

土砂災害の危険性がある山地及び丘陵地においては、土砂災害の防止のため、森林の健全化に努めるとともに、砂防ダム^{*}等の砂防施設、擁壁等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進します。また、土砂災害防止法に基づき、警戒避難体制の整備を図るなど、被害軽減に向けた取組を促進します。

5 市民、地域及び企業の防災意識向上と防災力強化

(1) 市民及び地域の防災意識の向上

地震ハザードマップ・洪水ハザードマップ等の配布や、地区ごとの自然災害のリスク等を把握し、地域の実情に応じた災害対策を検討するため、地域防災カルテを作成し、周知を行うことにより、水害、地震及び土砂災害に対する市民及び地域の防災意識の向上及び防災に関する取組を促進します。

(2) 市民及び企業の防災力強化

市民の防災意識の向上や防災リーダーの育成を図るため、自主防災会等の防災組織に対し、防災マップの作成・活用や訓練の実施等の支援を継続するとともに、防災フェスタ等の実施、防災に関する情報・知識の普及を図ります。

民間事業者に対しては、地震対策事業者連絡会への参加を促し、災害時の行動マニュアルの作成や機器設備の転倒防止対策など日頃から事業者として備えるべき防災に関する情報の提供及び知識の普及に取り組むとともに、各事業所が災害時にも業務を継続するために必要な事業継続計画（B C P）の策定を促進することによって、企業の防災力強化を図ります。

*砂防ダム：大雨等の際に発生する土石流を防ぐための施設であり、上流から流入してくる土砂を貯留したり、河床に堆積した土砂の流出を防止するためのダム

3-4 景観形成の方針

市域全域を景観法に基づく景観計画区域に指定し、建築物の形態、色彩及び緑化等について、地域の特性に応じたゆるやかな制限及び誘導を行うことにより、優れた景観を持つ都市の形成を図ります。

1 景観法に基づく景観計画

景観計画において位置付けられた「中心市街地地区」については、本市の顔であり、良好な景観形成を積極的に推進するため、景観重点地区的指定について検討します。

また、景観計画において、市域を4つのゾーンに区分し、ゾーンごとに要素別の景観形成方針を定め、豊田らしい魅力のある景観づくりを進めます。

2 景観形成方針

(1) 都市景観

① 市街地

都心と産業技術核においては、まちのシンボルとしてふさわしい、都市の活力が感じられる景観の形成を図ります。特に、「中心市街地地区」においては、歩行者からの視線に配慮しながら、市の中心部としての活力とにぎわいの感じられる景観を形成するため、無電柱化や舗装の高質化等の道路整備を推進します。

都市幹線道路等の沿道の商業施設や事務所等の建築物については、にぎわいとともにうるおいが感じられる市街地景観を創出するため、街路樹の植栽や民有地での緑化等を促進します。

住宅地においては、安心して住み続けられるゆとりあるまちなみ景観を形成するため、地区計画の運用等により、建築物の形態意匠や高さ等について周辺環境や既存のまちなみと調和するような配慮を促します。

工業地については、無機質な印象を周囲に与えない景観を形成するため、周辺環境と調和のとれた景観形成を促します。特に、大規模工場等においては、工場敷地の外周及び建築物の屋上並びに壁面の積極的な緑化を促します。



都市景観

② 都市施設

主要な幹線道路沿道においては、良好な景観を形成するため、豊田市屋外広告物条例の運用等により、適切に広告物を規制・誘導するとともに、街路樹の統一的な整備等を進めます。ま

た、地域及び道路の特性を考慮し、無電柱化、ガードレール及び舗装の美装化、サイン案内板及び照明柱のデザイン向上、フラワーロード事業等によって良好な街路景観を創出します。

都市の玄関口としてふさわしい景観の形成を図るため、インターチェンジ周辺においては、屋外広告物の規制、建築物及び工作物の形態意匠に対する誘導を行います。

鉄道駅及び沿線においては、高架構造物や高架下の景観への配慮を促し、沿線での屋外広告物の規制・誘導など、高架上からの眺望にも配慮した景観づくりを行います。

市街地と一体となった美しい景観を形成するため、水と緑のネットワークの拠点となる公園や緑地等を整備するとともに、緑の外環等の既存の緑地について、風致地区や緑地保全地域などの法制度を活用して積極的に保全を図ります。

公共施設においては、周辺の環境と調和した施設の建設や維持管理を図るとともに、敷地内の緑化を推進し、まちのシンボルとして親しみを持てる景観の形成を図ります。既存の施設においては、周囲の景観に与える圧迫感・威圧感を軽減し、まちなみ景観との調和を図るよう、敷地内での緑化を積極的に進めます。

(2) 自然景観

市街地から眺望される山なみなどの自然的景観の形成を図るため、風致地区や緑地保全地域等の指定等により、保全を図ります。また、樹高及び樹形が特徴的で地域の景観形成のシンボルとなっている樹木については保全・活用を図ります。

矢作川を中心とする河川については、本来有する自然的景観を維持するため、水質汚濁の防止、ごみの不法投棄の防止、美化活動を推進します。

また、市民が自然空間を楽しめるような親水性のある空間を創出するため、緑地、公園、縁道、河川などの連携により、水と緑のネットワークを形成します。

田園については、農業振興を図りつつ、地域にゆとりとうるおいをもたらす空間として、その広がりを感じられる景観を保全します。また、生物多様性の保全を図る空間を確保するため、田園内を流れる小川や土手などの自然環境を保全します。

(3) 歴史的景観

歴史的まちなみが残されている地区においては、まちなみの連續性を保全し、そのまちなみと調和した景観を創出します。また、歴史的建造物は、景観重要建造物の指定を含めた適切な維持保全に努め、周囲の景観に配慮した歴史的な趣の感じられる整備や規制を行います。